

- 3 前項の書面のうち当該求職者の履歴、健康状態等は、当該求職者の申告した内容に基づき記載されるものであり、乙は当該求職者の履歴、健康状態等の真偽につき何らの調査義務及び責任を負うものではない。但し、乙が当該求職者の申告内容が虚偽であると知りながら紹介を行った場合にはこの限りでない。
- 4 甲は、当該求職者の採否または採用を決定するにあたり当該求職者との面談を希る場合にはその旨を甲が乙から本条第2項の書面を受領した日から7日以内に、宛に連絡しなければならない。
- 5 前項の場合において、甲から何らの連絡もないときは、当該求職者の採用を拒否したものとみなす。
- 6 甲は、当該求職者の採用を拒否した場合において、引き続き他の求職者の紹介を希望する場合には、乙にその旨連絡しなければならず、乙は甲からの連絡に基づき再度甲の雇用条件に適合する求職者を選出し甲に紹介する。

第5条（採用通知書）

甲は、前条の規定に基づき、当該求職者を採用しようとする場合には、乙を通じて当該求職者宛に採用通知書を速やかに提出しなければならない。

第6条（職業紹介手数料）

- 1 本契約に基づく乙の職業紹介は有料で行うものとする。
- 2 職業紹介手数料金の計算方法、支払方法について、別途甲乙間で個別契約において定めるものとする。
- 3 甲が乙に支払う紹介手数料は、甲が採用者に支払う報酬額（基本給、諸手当、賞与、残業代等を含む）1年分の30%以内に消費税を加算した額とする。
- 4 乙が甲に紹介した応募者が自己都合により又は就業規則違反等の応募者の責に帰すべき事由により退職したときは、下記のとおり紹介手数料を甲に返還する。

但し、会社都合による一方的な解雇の場合並びに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働条件内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

- ・入社後30日以内に退職した場合、紹介料手数料の80%
- ・入社後90日以内に退職した場合、紹介料手数料の50%

第7条（紹介に基づく採用拒否後の雇用の禁止）

甲は、第4条の規定に基づき乙から紹介を受けた当該求職者の採用を拒否した場においては、当該求職者と直接、雇用契約を締結してはならない。